

誓 約 書

補助金交付申請にあたり、下記のとおり誓約します。
なお、誓約事項に関し、市が行う一切の措置に異議なく同意します。

記

（国及び地方公共団体を除く交付申請者を対象とする誓約事項）

- 1 ニ崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力することについて
 - （1）暴力団（条例第2条第4号に規定するもの）、暴力団員（同条第5号に規定するもの）に該当しないこと。
 - （2）暴力団密接関係者（条例第2条第7号に規定するもの）に該当しないこと。
 - （3）間接補助事業を行う場合にあっては、上記（1）又は（2）に該当する者に対して間接補助金を交付しないこと。また、業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記（1）又は（2）に該当する者をその受託者とししないこと。
 - （4）市長が、上記（1）又は（2）を確認するため、必要な事項を兵庫県警察本部長に照会すること、及び当該照会に係る回答の内容を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、兵庫県又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供することについて、異議を述べないこと。

（すべての交付申請者を対象とする誓約事項）

- 2 補助金申請時の留意事項について
 - （1）令和8年度尼崎市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱第15条に基づき市が行う一切の措置について、異議を述べないこと。

第15条 市長は、補助事業者又は間接補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）法令並びにこの要綱及び当該補助事業に係る要綱、要領その他の規程の規定に違反したとき。
- （2）補助金又は間接補助金を補助事業又は間接補助事業以外の用途に使用したとき。
- （3）交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- （4）偽りその他不正な手段により補助金又は間接補助金の交付を受けたとき。
- （5）暴力団等であるとき。

2 市長は、前項の取消しを決定した場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の取消しを決定した場合には、その旨及びその取消事由、その取消しに係る補助事業者又は間接補助事業者の名称その他市長が必要と認める事項を公表することができる。

4 前項の規定による公表は、その取消事由が悪質かつ重大である場合その他の市長が必要と認める場合に行うものとする。

- （2）地方自治法第221条第2項に基づき市が行う一切の措置について、異議を述べないこと。

第221条 2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

年 月 日

尼 崎 市 長
松 本 眞 様

住 所
氏 名
電 話 （ ） ー 番
電子メール